令和9年度

赤い羽根共同募金（あかいはねきょうどうぼきん）
助成金（じょせいきん）ガイド

住み良い町に　共同募金が応援します



社会福祉法人

宇美町社会福祉協議会

目次

助成金事業の年間スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４頁

令和９年度赤い羽根共同募金助成金事業募集要項・・・・・・・・・・・・・５頁
１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
２　対象団体、学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
３　対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
４　助成対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
５　助成内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
６　募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁
７　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁
８　選考方法、結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁
９　助成金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁
10　事業完了後の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁
11　助成対象外となる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁
12　助成金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８頁
13　助成金事業よくある質問Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８頁
14　令和８年度助成団体・福祉協力校・・・・・・・・・・・・・・・・・・９頁
15　ありがとうメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10頁

赤い羽根共同募金助成金は、宇美町を暮らしやすい町にするために、日々活動されている皆様を応援するための助成金です。

助成金の財源は、昨年度に宇美町で集めた募金額をもとに配分されています。

募金という性質上、限られた財源の中で助成をおこないますが、少しでも皆様の活動のお役にたてれば幸いです。







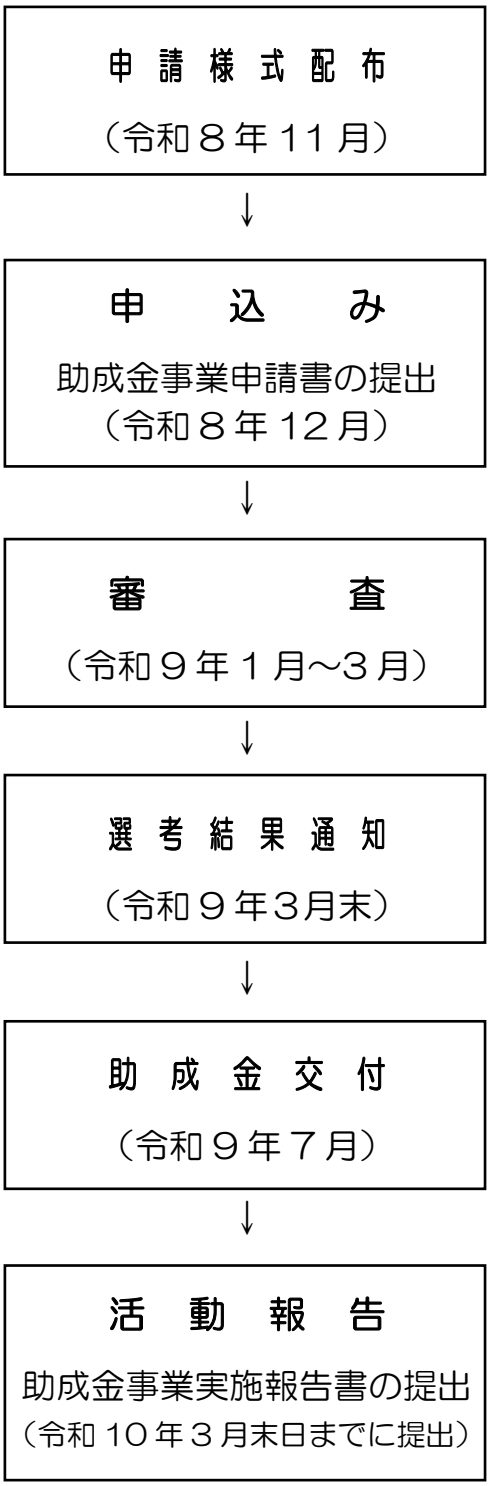






老人福祉活動　　福祉育成・援助活動　　障がい児者・福祉活動
児童・青少年福祉活動　　ボランティア活動

助成金事業の年間スケジュール



令和９年度　赤い羽根共同募金助成金事業 募集要項

１　目的

この事業は、赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）の趣旨に基づき、宇美町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、赤い羽根共同募金助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域福祉の推進に努める団体や宇美町内の福祉活動等に協力する小中学校及び高等学校（以下「福祉協力校」という。）を支援することを目的としています。

２　対象団体、学校

（1）宇美町を拠点に地域福祉を推進する団体やボランティア団体で、構成員人数が５名以上、定款または規約・会則等を有する団体。
（2）町内の福祉協力校。
（3）その他、本会会長の認める地域福祉を推進する団体。

３　対象事業

（1）地域福祉を推進するための活動。
（2）高齢者を支援するための活動。
（3）障がい児・者を支援するための活動。
（4）児童健全育成を推進するための活動。
（5）その他、本会会長の認める地域福祉を推進するための活動。

４　助成対象期間

令和９年４月１日～令和９年３月31日までに行う活動。

５　助成内容

（１）活動助成金

上限　５万円

対象：福祉関連団体、ボランティア団体、福祉協力校。
その他の地域福祉を推進する団体。

注１：但し、新規立ち上げなど令和９年４月以降に申請された団体につ

いては、残りの月数に応じた活動費を助成します。（千円未満切り捨て）

注２：備品購入助成金については、共同募金実績の減少に伴い令和９年度から廃止します。

注３：助成金は、前年度の募金実績に基づき、本会に配分された金額の範囲内での助成となりますので、全額を助成できるとは限りません。

６　募集期間

令和８年 12 月１日（火）～ 令和８年 12 月 28 日（月）

申請書の様式は令和８年 11 月２日（月）からホームページでダウンロードできます。

７　提出書類

別途様式に必要事項をご記入の上、本会にご提出ください。

（1）活動助成金

①福祉関連団体・ボランティア団体

ア　団体―申請様式１

イ　団体―申請様式２

ウ　団体―申請様式３

エ　団体―申請様式４

オ　団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）

②福祉協力校

ア　学校―申請様式１

イ　学校―申請様式２

ウ　学校―申請様式３

エ　当年度予算書・事業計画書（書式は任意）

８　選考方法、結果通知

申請内容について、本会で審査を行い、全ての団体と学校に選考結果を通知します。選考結果の通知は令和９年３月末です。

９　助成金の交付・周知

助成金の交付は、口座振り込みとさせていただきますので、申請様式の「振込口座届出書」に必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、助成金の受領後は、団体の機関誌やチラシ・ホームページ・SNS 等で助成金を受けて活動したことを掲載し、共同募金の周知にご協力ください。

１０　事業完了後の報告

事業完了後は、別途様式に必要事項を記入の上、本会に提出してください。

ありがとうメッセージは、赤い羽根データベース「はねっと」のホームページ上に掲載されます。活動の写真は本会の広報誌やホームページ等で活用させていただきますので、掲載可能なものを提出して下さい。できるだけデータでの提出にご協力ください。

（1）活動助成金

①福祉関連団体・ボランティア団体

ア　団体―報告様式１

イ　団体―報告様式２

ウ　ありがとうメッセージ（400 字以内）

エ　活動の写真

オ　助成を周知したことがわかるもの

②福祉協力校

ア　学校―報告様式１

イ　決算書・事業報告書（書式は任意）

ウ　ありがとうメッセージ（400 字以内）

エ　活動の写真

オ　助成を周知したことがわかるもの

１１　助成対象外となる事項

（1）政治・宗教・組合等の運動のための手段として行われるもの。

（2）助成金以外の収入だけで十分な運営ができるもの。

（3）営利目的のために行っているとみなされるもの。

（4）人件費や家賃・光熱水費などの経常的な運営経費。

（5）事業とは関係のない飲食費。（打ち上げ、親睦会など）

（6）その他、共同募金の趣旨に基づかないものとして本会会長が認めたもの。

12　助成金の返還

助成金の使途について、申請された指定事業計画のとおり助成金を活用していないと判断した場合には、返還を求めることがあります。また、残額が生じた場合は、事業完了の報告時に返還してください。

13　助成金事業　よくある質問　Q&A

Q　助成金事業とはどのような事業ですか？

A　赤い羽根共同募金配分金を財源として、町内で福祉活動を推進している団体や学校を支援することを目的とした事業です。

Q　新規団体の立ち上げや申請期間以外で助成金事業を知った場合などは、申請できませんか？

A　そのような場合にもご利用いただけるよう、申請期間以外でも申請は可能ですが、申請日により年度内の活動月数が異なるため、助成額もそれに応じた金額になります。

但し、予算の範囲内で行いますので、必ず助成できるとは限りません。

（例）令和９年６月に申請された場合、翌月７月から３月までの９ヵ月間となるため上限額５万円の９ヵ月分を助成。（千円未満切り捨て）

50,000 円×4 分の 3＝37,500 円　　助成額 37,000 円

Q　活動助成金とは何ですか？

A　活動助成金は、P4 募集要綱３の対象事業を支援することを目的とした助成金です。申請の上限額は５万円で、毎年申請が可能です。但し、募金という性質上、宇美町社会福祉協議会に配分された金額の範囲内での助成となりますので、全額を助成できるとは限りません。

Q　助成金事業実施報告書はいつまでに提出すれば良いですか?

A　令和 10 年３月末日までに提出してください。

Q　講師謝金やお弁当代に使っても大丈夫ですか?

A　事業計画に基づいた内容であれば、謝金や必要な飲食経費に使っても構いません。（打ち上げ費用等は×）

Q　どのような活動内容であれば申請できますか？
A　ボランティア活動、高齢者福祉活動、障がい児・者福祉活動、他にも地域福祉を推進する活動内容であれば申請できます。

Q　福祉協力校での使途を具体的に教えてください。
A　地域交流、奉仕活動、福祉体験、清掃活動、挨拶運動、ボランティア活動、美化運動、他にも児童・生徒が福祉に関わる内容であれば可能です。学校で使用する為の車いすの購入等にも活用可能です。

Q　申請時と使途が変わっても構いませんか？
A　内容にもよりますので、お問合せください。

Q　ありがとうメッセージとは何ですか？
A　感謝の気持ちをメッセージにするもので、赤い羽根データベースはねっとのホームページ上に掲載されます。活動時の様子の写真などを添えて提出してください。写真はできるだけデータでの提出にご協力ください。

Q　領収書の提出は必要ですか?
A　原則、必要ありません。

Q　助成金事業の流れを教えてください。
A　助成金ガイドの「P４ 助成金事業年間スケジュール」をご覧ください。

Q　宇美町社会福祉協議会の受付時間、場所、連絡先は？
A　平日の８：30 から 17：00 です。（年末年始 12/29～1/3 休）
宇美町宇美二丁目１－11　老人福祉センター内
電話　931－1008　ＦＡＸ931－1009
Ｅメール　umi-shakyo@lily.ocn.ne.

14　令和８年度　助成団体・福祉協力校

「団体」
・宇美町シニアクラブ連合会　・粕屋交通安全協会宇美支部　・宇美町青年団
・宇美町手話の会　・宇美町民生委員児童委員協議会　・宇美町スポーツ少年団
・みんなの食堂「うみ手伝い隊」　・宇美町文化協会　・宇美町スポーツ協会
・わくわく「早見」食堂　・宇美町防災士会　・きららばあちゃん
・２５２５ベース　・宇美支部保護司会

「福祉協力校」

・宇美小学校　・宇美東小学校　・原田小学校　・桜原小学校　・井野小学校
・宇美中学校　・宇美東中学校　・宇美南中学校
・原田小学校宇美南中学校ハピネス分校　・宇美商業高等学校

15　「ありがとうメッセージ」

令和８年度に助成を交付した皆様からお寄せいただいた「ありがとうメッセージ」の一部をご紹介します。

◆「きららばあちゃん」（きららばあちゃんのカレー食堂）

この度は、たくさんの方々の募金（助成金）を子ども食堂に使わせていただき、誠にありがとうございました。子ども食堂に来られる方々も小さな赤ちゃんからお年寄りまで、老若男女、多世代の方々で世代間交流の場所にもなっています。また、お母さんたちの相談の場になっていたり、新たな知り合い、友人ができたりと色々な役割もできていて、助成金をいただいて運営していることが多くの方の力になっていると感じています。

私たちがこの活動を継続して運営・実施していく為には助成金はなくてはならない存在となっています。今後も子ども食堂以外にも地域でのイベントや食育など子どもたちをはじめ、地域の方々の力になれるように頑張っていきたいと思います。





◆「わくわく早見食堂」

わくわく食堂を開催するようになり、８年目を迎えます。毎月金曜日（12 月と１月の除く）に早見公民館をお借りして実施しています。参加者は子どもが中心ですが大人の方も参加していただいています。（平均して毎回子どもが 30 名くらい、大人が 10 名くらい。）

メニューは毎回工夫して違うメニューを提供しています。また、わくわく食堂は男性（70 歳前後）を中心に運営しています。おかげさまでおいしい食事を提供できています。最後になりますが、共同募金助成金で安定した運営ができます。本当に感謝しています。





◆「原田小学校・宇美南中学校　ハピネス分校」

本年度、赤い羽根共同募金助成事業として、多大なる助成金をいただきましたことに感謝申し上げます。ハピネス分校のこどもが、地域の方々と触れ合い、共に活動することを通して、宇美町のことについて知り、宇美町を誇りに思う心が育まれています。

ハピネス分校では、社会貢献の時間を通して、人の役に立っていることを実感する自尊感情（自己有用感）の育成に向け、充実した教育活動を展開することができました。また、花いっぱい運動の活動を通して、ハピネスを利用される方々からお褒めの言葉をいただき、こどもが「人の役に立てている」を実感することができました。ハピネス分校での教育活動に助成金を有効に活用することができ、こどもの成長につなげることができましたことに心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

◆「宇美東小学校」

今年度は、一人ひとりの児童を大切にするための校内環境整備と感謝の気持ちを大切にする心を育てることに重点を置き、補助金を活用させていただきました。

まず「一人ひとりを大切にする」「誰一人として取り残さない」ために設置した、不登校児童の登校支援のための校内教育支援センター「にじいろ」の環境整備を行いました。教室に入りづらい児童も含め、校内での落ち着ける場所、居場所づくりとして、必要な環境整備を行うことができました。

昨年に引き続き、年間を通して花苗を購入し、「花いっぱい活動」に力を入れて活動することができました。通年で活動を行うことができ、学校花壇には常にきれいに咲く花を見ることができる環境を整えることができました。優しい心を育てる情操教育に繋がり、それに合わせて清掃等の環境美化活動を通して、奉仕の心を育てることもできました。

また、日頃お世話になっている地域のボランティアの方をお招きして感謝の会を今年度初めて開催することができました。命を守るための安全教育及び危険防止対策としても活用させていただきました。本事業の助成金によって目標が達成できたことに誠に感謝申し上げます。ありがとうございました。



社会福祉法人　宇美町社会福祉協議会

糟屋郡宇美町宇美二丁目１－１１　老人福祉センターくすの杜　内

ＴＥＬ　９３１－１００８　ＦＡＸ　９３１－１００９

メールアドレス　umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp